

税務カレンダー 2月

主な税務	to do list
<p>2月10日</p> <p>法 個 本年1月分源泉所得税・住民税の納付</p>	
<p>2月28日</p> <p>法 昨年12月決算法人の法人税等・消費税確定申告</p> <p>法 本年6月決算法人の法人税等中間申告</p> <p><前年度の確定消費税額が年間48万円超400万以下の場合></p> <p>法 本年6月決算法人の消費税中間申告</p> <p><前年度の確定消費税額が年間400万円超4800万以下の場合></p> <p>法 本年9月・6月・3月決算法人の消費税中間申告</p> <p><前年度の確定消費税額が年間4,800万円超の場合></p> <p>法 昨年12月分消費税中間申告(ただし、昨年10月決算法人については、昨年11月分も合わせて中間申告となる)</p> <p>法 決算期の定めのない人格のない社団等の法人税等の申告</p> <p>法 個 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付 (条例による)</p>	